

MESC 2-8402

高みへのステップ

—— 登山と技術 ——

文 部 省

4. リーダーの役割

(1) リーダーの役割

リーダーに最も要求される資質は、何といても「責任感」である。他の資格要件が多少欠けていても、フォロワーの協力によってそれらは補うことができるが、これを欠くことは、リーダーとして致命的である。

ところで、リーダーの果たす役割は、具体的には何であろうか。

このことについては、別項「リーダーとフォロワー」の中で述べられているが、ここでは、特に強調したいことについて述べることにする。

① チームの目的や課題を達成するため、チームの安全に配慮しながら成功に導くこと

チームは、一定の目的をもった人間の集団であり、リーダーは、そのチームの目的、課題達成のためにチームをリードする者である。例えば特定の山の頂きに立つ、あるいは特定の岩壁を登はんするというような目的、課題を達成するために、あらゆる努力を傾注して、そのチームを成功に導くように機能させる責任をもつ者ということがいえる。しかし、このことは口でいうほど簡単ではない。それは、登山が他のスポーツと多少異なる特色をもっているからである。登山は山という人智の及ぶことのできない、強大な力をもつ自然を舞台に自然の変化に対応しながら行うスポーツであるからである。そのために、まず仲間の安全を第一に考えて行われなければならない。例えば登頂という目的が達成できたとしても、仲間の生命を失うような登山は失敗である。残された家族や仲間の悲しみや苦悩は、経験をした者でなければ知ることのできない想像を絶するものだということをリーダーは肝に銘じなければならない。

したがって、リーダーの役割の最重点は、仲間の生命を守るために、あらゆる努力を払うことである。そして、登山活動中考えられるあらゆる事態を予測・認識し、それらを基に適切に判断してチームの安全を確保し目的の達成に導くことである。そのため、リーダーには常に現況を正確に判断する能力が強く要求される。

しかし、このような能力は、多くの山行経験とよきリーダーにならんとする努力によって培われるところが大きいので、これらの能力を十分に兼ねそなえたリーダーを求めることは、なかなか難しいことである。現実には、仲間のうちで相対的に能力が優れている者がリ

第1章 登山の基本的な考え方

リーダーに選ばれ、リーダーとして行動することになる。したがって、経験の浅いリーダーにとっては、常に自分の能力を高めるために先輩の話や読書などから他人の経験を追体験することによって、知識や技能を高めるような努力が大切である。その際問題なのは、他人の人生の追体験の仕方である。どのような場合でも他人が体験したと同じような心的な緊張をもって追体験するのでなければ、その人の資質や能力に同化することは不可能であるといわなければならない。常に自然に対する謙虚さを持ち、人間の生命の尊厳を理解し、仲間をいとおしむ真の心がなければ、他人の追体験を真に理解することはできない。すばらしい登山者といわれる人は、実はこのような意識を持続してきた人であるといふ。

② 新しい山仲間を育てること

リーダーが新しい山の仲間に、自然に対する謙虚さ、生命の尊厳さ、仲間をいとおしむ心をいだけせることができるようになったとき、その人はリーダーに成長したといえよう。すなわち、リーダーの役割の第1は、チームの目的や課題を安全かつ確実に達成できるように導くだけでなく、新しい山の仲間に自然との接し方や人間愛、生命の尊重などの心を育て、併せて登山の知識や技能を身に付けさせてやることである。

このように新しい山仲間の育成ということまでがリーダーの役割だということになればリーダーには、大きな責任を負わされているということになる。しかし、この役割を育成・教育という観点から強調し過ぎると上下関係のゆがめられた集団が形成される場合もある。リーダー不要論などが登山誌で議論されるのもそこに遠因がある。

しかし、このような考え方は自分たちの新しい山仲間を得るといふほんとうの意味を理解していない者の議論である。リーダーの責務は、結果として自分自身の山行をより豊かなすばらしいものにしてくれるからである。優れた登山者といわれる人々は多くのすばらしい山仲間に囲まれている。ヒマラヤ登頂記などは、実はこのようなリーダーによって育まれた山仲間が成し遂げたドラマだということを記憶されたい。すばらしい山仲間を育成するという役割は、実は他人のためではなく、自分自身のためであるということを力説しておきたい。

③ ドラマ作りをすること

ヒマラヤ登山のような長期にわたる登山活動などのときに、よくドラマ作りの重要性がいわれるが、このことは、どの登山にも共通していえることである。山における活動があらかじめ立てられたスケジュールに従って、ただ慢然と行われているチームはときとしては避けることのできたような危難に陥ってしまうことがある。あるいは、いつの間にか目的も達成せずに登山活動の期間が終わってしまったということにもなりかねない。チームが生き生きとした活動のリズムを失ったとき、そこから得るものは少ない。ここでいう「ドラマ作り」

とは登山活動の「節目」をはっきりさせることである。例えば、「おはようございます！」のあいさつや「はい」の返事をするというような細かなことでも、チームがリズムを保持するポイントになるということを忘れてはならない。リーダーが、チーム全体にこのようなことをさりげなく徹底できるようになったら立派である。また活動の中に適当な区切りを設けて、これまでの活動の反省を含めた全体計画の進み具合やこれからフォロワーが何をすべきかについて分からせることも大切である。このことは、リーダーの役割という観点からいえばフォロワーに対して具体的な次の行動計画を指し示すことになる。すなわち、チームの現状に関する情報を全員で共有することによってチームは生き生きとした活動のリズムを維持することができる。ヒマラヤ登山などで失敗した事例を見てみると、登山活動の「節目」がないまま、ずるずると知らない間に登山期間が終わってしまったということが多い。登山活動の「節目」をどのようにして作り、どのようにしてフォロワーにそれを知らせるか、その「機会」と「方法」を考え出すことが、ここでいう「ドラマ作り」という意味である。ドラマを作るプロセスの中でフォロワーは大きく成長していくといえよう。

以上ここでは、リーダーの役割について強調したい三つのことについて述べた。

しかし、登山の多様性と登山者の意識の多様性が説かれている今日、このような捉え方は、ややもすると一面的なリーダー像を説いているように思われることもある。

近年、登山界では、リーダー不要論に類することが説かれているが、今日すべてのスポーツの分野で「リーダーの責任、役割は何か」ということが真剣に議論されている。いずれにしても、リーダーの役割は、単にチームの目的や課題を達成させることだけでなく、自然の中で人間の生命の尊厳さや人間愛、連帯感などを育てることにある。いかに体力や技術が優れ登山の計画、実践力にたけていようとも、このような役割を果たせないリーダーは、リーダーとしては未熟である。このような役割を果たせないリーダーのもとで事故が発生したときに、次に述べる「法的責任」の問題が生ずることになるのである。

(2) リーダーの法的責任

近年登山人口の急激な増加とともに、事故もまた、毎年のように繰り返され、各方面から事故防止策がたてられているにもかかわらず依然として後を断たない。同時に事故の内容も、登山技術の高度化や登山領域の拡大によって多様化しつつある。特に最近では、無謀とも思われる登山による遭難事故も起こっている。

この項では、こうした事故におけるリーダーの法的な責任に関する諸問題について述べ

る。

① 危険引受の法理

従来、登山に関しては、法律的問題が入り込む余地がないと考えられてきた。というのは、登山は本来危険を内包しているスポーツであり、登山者はもともとそれを承知で登山活動に参加しているのであって、(危険引受の法理)、他の事故とは別な法的判断がとられる。その行為が、そのスポーツのルールやプレーなどから判断して、社会的に容認されるものである限り法的には責任は問わないという考え方である。つまり、故意又は重大な過失による行為でない限り容認されるという考え方である。

通常、登山において同意していると考えられる危険は、登山者が状況を判断し適確に対応できる能力を持っていなくてもなお、予測不可能な荒天、落雷、雪崩、落石、転滑落など多分に不可抗力的な危険、能力の限界を超え避けることのできない危険を意味する。

装備不十分、事前準備の不完全、いい加減な状況判断、その他通常の注意を払えば当然わかりきった危険を不注意のために予測、対応できず危険に陥った場合は前もって、そのような危険に同意したとは考えられない。

ことに、学校集団登山、市民登山などに参加する児童生徒や登山の経験のない人たちは、自分で状況を判断し、対応する能力に欠けているので、リーダーはそれらの人々を安全に行動するように導く義務がある。

したがって、リーダーが十分な注意義務を怠ったために起きた事故では、参加メンバーはそのような危険を前もって受容したとは考えられない。

② 不可抗力

登山は、広大な山岳地域を対象として行動するものである。したがって、登山者の能力ではとうてい予測することが不可能なことが原因で危険に陥ることも、またそこから脱出するにも人の能力の限界を超え、遭難事故に至ることがある。このような人の力では不可避的な原因による事故は不可抗力である。

法は人の行為について規範を定めたものであり、不可抗力について法的責任を負うことはできない。

しかし、一見不可抗力に思える落雷、雪崩、落石、不意の荒天などが原因となった事故でも、すべてが不可抗力ではない。登山者の能力の向上によって、このような危険を予見し、避ける方法を見いだすことができるからである。気象、雪崩、運動生理などに関する科学の発展、登山技術や用具の進歩は、かつては不可能に近かった危険の予測と回避も現在の知識や技術では、それが可能になる。したがって、過去においては不可抗力であった事故も現在

では不可抗力でなくなり、そういう事故においては、注意義務を怠ったとして法的責任が追及される。

また事故の原因が不可抗力的要因によるもので発生したとしても、その際の対応方法によっては、危機を脱出することもできる。

例をあげれば、落雷は多分に不可抗力的な事故原因であるが、適切な気象判断により雷雨を予見することができるし、不意に雷雲に囲まれても雷雨であるか否かの判断が可能なこともある。また、不幸にして雷雲に囲まれても、できるだけ落雷による被害を避ける適切な措置を取ることによって落雷を避け得るからである。

つまり、一見、不可抗力による事故でも、リーダーが可能な限りの手だてを尽くして、対処する必要がある。これは、リーダーの意識なり、責任感にかかわる問題であると同時に、リーダーの能力の問題でもある。

③ 自己過失

遭難事故においては、リーダーの過失によって起きる事故だけでなく、多くは遭難者自身の過失によっても起きている。本人の技術の未熟、軽率な行動、リーダーの注意を無視すること、不注意による転滑落、用具や装備の不備などが要因で起きた事故が多い。

人は、自分のことは自分で決定できる（自己決定の法則）から、当然法の介入する余地はないと考えられ、自己過失に対してはリーダーの責任は問わない。しかし、この場合は、フォロワーが自分で判断し、行動できる能力を持っていることが前提条件である。学校登山など教育活動の一環として行われる集団登山や野外活動においては引率指導するリーダーであるところの教師に対して参加者である児童生徒は、あまりにも未熟であり、自己決定の能力に欠ける面が多いと考えなければならない。

したがって、リーダーである教師には、それらの人々を安全に行動するよう導く義務がある。

④ リーダーの注意義務

前述の「リーダーの役割」の項で強調したように、リーダーの任務はチームの目的を達成するために、安全を確保しながら、成功に導くことである。そのために、強い責任感、卓越した状況に対する判断力、統率力といった資質と行動力が要求される。

しかしながら、リーダーの不適確な判断、未熟な技術、指示の不徹底など過失によって事故が生じ、その結果、フォロワーが重傷を負ったり死亡すれば、そこに過失があり、その過失が、社会的に容認される以上のものであるならば、事故の状況によっては、リーダーは、その法的責任を問われることになる。

第1章 登山の基本的な考え方

リーダーは不慮の事態について、これを予見し（結果予見義務）さらに、その結果発生を回避する義務（結果回避義務）がある。このような義務を尽くさなかった場合、そこに「過失」があったことになる。一般的には「不注意」といってよい。

ア 結果予見の義務

登山を行うに当たって、その登山について考えられる危険を予見することである。

事前にコースの状況、危険箇所、気象状況、地形などについて十分な調査を行ったうえで適切な装備、食糧を準備し、体制を整えておくことなどの諸準備がその義務を果たすことになる。

過去に何回か実施した経験があり、地形、コースなどが分かり切った場合を除いて、できれば事前に踏査して調査するのが望ましい。事前の踏査が困難であれば文献、地図などによって綿密に調査を行う。また、気象状況によっては、計画を再検討し変更あるいは中止などの判断をしなければならない。判例では、気象状況の把握が一番問題とされることが多い。

イ 結果回避義務

登山を行うに当たっては、予見される危険に対処するための方策を考えなければならない。注意事項の検討、荒天対策、エスケープ・ルートの検討、危険箇所の通過方法の検討、予備日、予備食、装備の準備、留守本部の設置、万一のための救難体制の整備などがこの義務を果たす方策に当たる。また、天候急変、雪崩、転滑落などによって突発的に緊急な事態に陥った場合は、適切な処置をとることによって事故を回避し、二次遭難、二重遭難の防止など被害を最小限に食い止めるよう努力することを意味する。

しかし、だれもがリーダーとして理想的であるわけではない。したがって、標準的な注意義務、つまり、一般に社会生活に必要な注意、普通の人が果たすことのできる注意義務を守ることが大切である。事故防止について、行政関係からも登山や野外活動に関する指導、通達などによって強く注意を求めている。リーダーは、このような通達事項を遵守したかどうか問われることに注意しなければならない。

本来ならば、刑事責任は、その人の能力を基準にして「注意義務」を尽くしたかどうか判断されるが、登山では、かなり特殊な注意義務が必要とされる。

反面、登山は変転極まりない自然条件の中で行われるものである。「そのように判断し、行動したのもやむを得なかった」という事情があれば、責任を問うことができない（期待可能性の理論）。

つまり、いかなるときでもベストを尽くすことが、最も大切なこととなる。

⑤ 刑事責任について（業務上過失致死傷罪）

元来は、登山事故に関しては、その責任を法的に追及された例は少ない。事故は、山岳地域で起きているだけに、非常に複雑で、自然条件と登山者自身の問題とがからみ合い、事故原因を明確にし、具体的に過失を決定することが困難である場合が多い。また、過失そのものの善良性、リーダーの選び方、リーダーとフォロワーとの関係などから法的責任を追及することが難しいことが多い。単純な過失傷害、過失致死は、財産刑であるが「業務上過失致死傷罪」は刑法第211条で「業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者」に責任を問うものである。

選択刑として禁固刑、懲役刑をも科すことができ、一般の過失犯に対して業務上の過失を重く罰することになっている。

ここでいう「業務」とは、「人がその社会生活上の地位に基づき、継続して行う業務で他人の生命、身体に対する危険を含むことを要する」というのが通説で、社会生活上の活動であれば、公私の別なく報酬の有無を問わず業務であるといわれている。登山を職業とするガイドはもちろん、一般山岳団体、大学山岳部のリーダー、高校山岳部の顧問が業務上の責任を問われることが多い。また、学校行事の引率指導者やその監督的地位にある校長にも業務上の注意義務がある。

また、負傷者が出て、その者の救護のための適切な処置を怠った場合には、「保護者遺棄罪」を問われることになる。

⑥ 民事責任

明らかな注意義務の怠慢による過失によって起きた事故は、刑事責任とは別に民事責任を問われることがある。

つまり、事後処理に要した費用、慰謝料、後遺症補償など各種の損害を賠償する責任を問われるのである。他のスポーツ事故においてもそういう例があるように、特に教育活動の一環として行われた登山における事故では、民事責任を問われる場合がある。

学校で計画した登山の場合は、引率教師の責任ばかりでなく設置者にも使用者責任が生じ、国公立学校では「国家賠償法」が適用される。民間団体においても同じく使用者の責任が問われる。

国家賠償法によって、国や地方公共団体が損害を支払い、教師には行政上の責任などが問われることになる。

他のスポーツ事故において法的責任が厳しく追及されている昨今である。登山もその例外であり続けることはできない。しかしながら、極めてあいまいな表現ではあるが、ベストを尽くしていれば、法的責任を問われるわけではない。責任感のあるリーダーであることが、

第1章 登山の基本的な考え方

最も肝要なことである。

それと同時に「不法行為」という法的責任の問題ではなく、さまざまな遭難事故に対応することのできる「補償制度」を確立することも大きな問題点である。

価値観の多様化している今日、「リーダーの任務と責任」をこのような形で論ずることは登山界では時代遅れの非難を受けるかも知れない。しかし、一方では登山事故における法的責任の問題は次第に顕在化する方向にある。そのような傾向に歯止めをかけたいと願うものである。